

3/12 法規室 [redacted] と打合せ

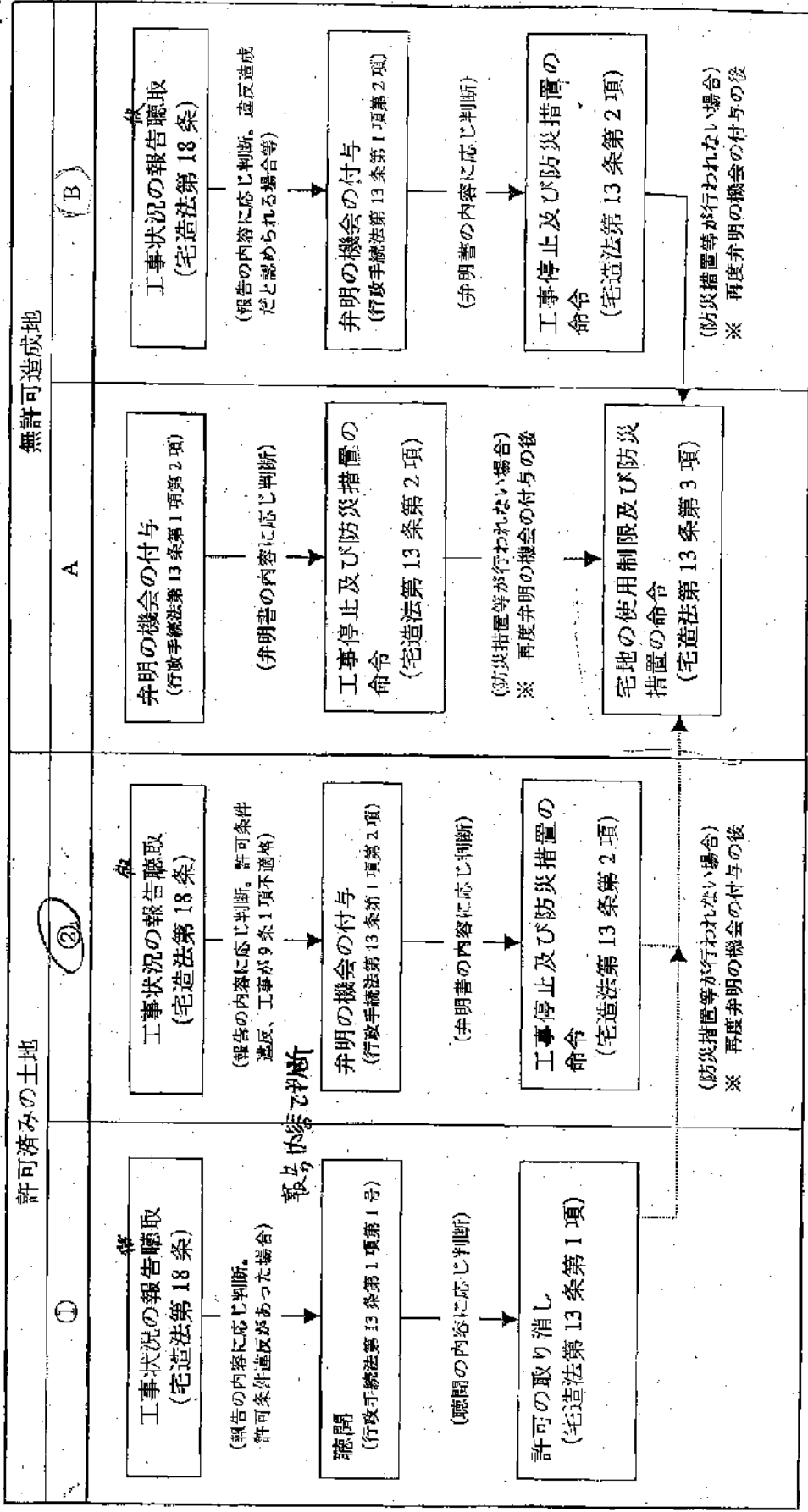
<違反処理の流れ>

各個別法として対応することを確認

違反等の 問題事項	許可取得済の土地					無許可にて造成を行った土地				
	都市計画法	宅建法	風致地区条例	廃棄物処理法	宅建法	都市計画法	宅建法	風致地区条例	廃棄物処理法	宅建法
	適切な工事施工が行われているかについて疑義(盛土・擁壁等)	適切な工事施工が行われているかについて疑義(盛土・擁壁等)	許可内容と異なる造成の可能性(※「保護区」で道路造成等)	樹木の剪定等の可能性 樹木の盛土材への混入 区域付近の放置車両	※販売は [redacted]	無許可での宅地造成(造成行為・地目変更)	無許可での宅地造成(造成行為・地目変更)	許可内容と異なる造成	伐採樹木の処理方法	※販売は [redacted] 無許可区域を及ぼす計画に記載
日付	H15.2.13 資料等の報告要求通知 (熟土72-16) 報告期限 H15.2.20 ※H15.2.13 送付					弁明の機会付与通知 (熟土72-17) 提出期限 H15.2.20.20 ※H15.2.13 送付				
	H15.2.18 資料等の報告提出 ↓ 適切とは認められなかった					弁明書提出 ↓ 適切な弁明とはいえなかった				
	H15.2.21 弁明の機会付与通知 (熟土72-20) 提出期限 H15.2.27 ※H15.2.21 送付					都市計画法第81条に基づく工事中 止等の命令 (熟土72-21) ※H15.2.21 送付 一 開発行為の停止等命令 及び写真による公示 (2/27設置予定)				
	H15.2.26					違反表示看板設置による公示				
	H15.2.27 弁明書の提出 ↓ 内容不十分									
	(H15.2.28) [工事停止・防災措置 の命令]									
	(期間の実施) ↓ [許可取り消し]	(工事状況の報告要求 (宅建法18条)) ↓ ① (期間の実施) ↓ (許可の取消(宅建法 13条1項)) ② (弁明の機会付与) ↓ (工事停止・防災工事の 命令(宅建法13条2項)) ※ 最終的には宅建法13条 3項の規定による、宅地の 使用制限・措置命令か?	(期間の実施) ↓ (許可の取消(風致条例第 1項)) [「計画完了の見込み無し」 または「許可条件違反」 で許可取消?] 「風致の維持に必要な限度 において」とあるが、大丈 夫か?			(工事状況の報告要求 (宅建法18条)) ↓ (弁明の機会付与) ↓ (工事停止命令 (宅建法13条3項)) ※ 最終的には宅建法13条 3項の規定による、宅地の 使用制限・措置命令か?	(報告要求) ↓ 報告内容不十分の場合、 「許可内容どおりの工事」 を要求? 「風致の維持に必要な範囲内 において」とあるが、大丈 夫か? ※ 最終的には、都市計 画法・宅建法を満足させる形での 防災工事にあわせた変更 許可か?			

＜宅地造成等規制法違反処理案のフロー＞

3月10日に都市計画送る防災措置の報告がある場合はA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ



11Dの(きま)を規定
阻害限

基本的にはAからI

4/20

命令書

熱土第72-22号
平成15年2月28日



静岡県知事 石川 嘉延

許可年月日及び番号	平成14年12月26日 熱土第62-2号	
開発許可を受けた者の住所・氏名	[Redacted]	
開発区域に含まれる地域の名称	熱海市伊豆山 [Redacted]	
開発行為の目的	専用住宅敷地造成	面積： 19,379.64 m ²
予定建築物の用途	専用住宅	

都市計画法（以下「法」という。）第29条の規定により許可した上記開発行為に関し、下記のとおり、法第81条第1項の規定に基づき命令します。

記

命令	法第81条第1項該当号	第1号、第2号及び第3号
	命令する理由	<p>① 法第80条第1項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提出がなく、許可の条件に違反していること。</p> <p>② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。</p> <p>③ ①及び②から、工事施行者が、法第33条第1項第13号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くに至ったこと。</p> <p>④ 貴社は、熱海市伊豆山 [Redacted] の土地において、法第29条第1項に違反して開発行為を行い、法第33条第1項第12号に規定する、開発行為を行うために必要な信用を欠くに至ったこと。</p>
	命令する内容	<p>平成14年12月26日付け熱土第62-2号で許可した開発行為を直ちに停止すること。</p> <p>また、土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、平成15年3月17日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。</p>

この命令に不服がある時は、法第50条第1項の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

熱土第 号
平成 15 年 月 日

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 様

静岡県知事 石川嘉延

宅地造成等規制法第 18 条に基づく報告について

平成 14 年 12 月 9 日付けで貴社から申請があり、平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 1022 号で許可した宅地造成に関する工事について、宅地造成等規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり資料の提出及び報告を求めます。

記

1 現在までの工事の施工に関する資料

- (1) 許可条件 5 に記した、雑草・樹木の根・有機物・雑物の除去の状況を示す写真及びそれらの処理に係る書類
- (2) 申請図書に記された、段切りその他の施工状況を示す写真及び書類
- (3) 申請図書に記された、0.3メートルごとの十分な転圧の施工状況を示す写真及び書類
- (4) 申請図書に記されるとともに許可条件 8 に記した、擁壁底面の地耐力の確認方法及びその結果
- (5) 申請図書に記された、擁壁の栗石基礎、擁壁の配筋、擁壁の裏込め栗石の施工状況を示す写真及び資料

2 資料提出及び報告の期限

平成 15 年 3 月 日

担 当 熱海土木事務所
建築住宅課
電話番号 0557-82-9186
F A X 0557-82-9110

10/1

10/1

10/1

熟土第 72-16 号
平成 15 年 2 月 13 日

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

様

静岡県知事 石川 壽延



都市計画法第 80 条に基づく資料の提出及び報告について

平成 14 年 12 月 9 日付けで貴社から申請があり、平成 14 年 12 月 26 日付け熟土第 62-2 号で許可した開発行為について、都市計画法第 80 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり資料の提出及び報告を求めます。

記

- 1 現在までの工事の施工に関する資料
 - (1) 許可条件 4 に記した、雑草・樹木の根・有機物・雑物の除去の状況を示す写真及びそれらの処理に係る書類
 - (2) 設計説明書に記された、殺切りその他の施工状況を示す写真及び書類
 - (3) 設計説明書に記された、0.3メートルごとの十分な転圧の施工状況を示す写真及び書類
 - (4) 設計説明書に記されるとともに許可条件 5 に記した、擁壁底面の地耐力の確認方法及びその結果
 - (5) 設計説明書に記された、擁壁の栗石基礎、擁壁の配筋、擁壁の裏込め栗石の施工状況を示す写真及び資料

- 2 申請区域内に存在する物件について
 - (1) ガラス破砕屑が区域内に存在する理由、経緯及び今後の処理方針
 - (2) ナンバープレートのない自動車がある区域内に存在する理由、経緯及び今後の処理方針

- 3 資料提出及び報告の期限
平成 15 年 2 月 20 日

担 当 熟海土木事務所
都市計画課
電話番号 0557-82-9186
F A X 0557-82-9110

外 形が正確でない
完了ではない

13分2 完成

平成15年2月18日

静岡県知事 石川嘉延 様

都市計画法第80条に基づく資料の提出及び報告について

1 現在までの工事の施工に関する資料

(1)雑草・樹木の根については昨冬・今冬の現場作業員の暖をとるために、チェーンソー等で裁断し、ドラム缶等で燃やしました。有機物・雑物については具体的に何を指しているのかわかりませんが、土砂以外は土中に埋めるような行為はしておりません。

(2)～(5)設計説明書通りに施工されています。写真は別紙。

2 申請区域内に存在する物件について

(1)ガラス破砕屑は、遊歩道に施す水浸透性の高い舗装の下地材として5ミリメートル以下に破砕して使用します(別添資料参照)。

(2)ナンバープレートのない車両は、以前同問題で熱海市役所・静岡県土木事務所との現地立会いにおいて、弊社より処理業者の紹介を熱海市役所に依頼したが、紹介を得られず、現段階では湯河原町の [REDACTED] という処理業者に依頼し処理準備中です。

